

令和6年能登半島地震により被害を受けた町民の方への支援制度(内灘町)

支援制度に関する情報は、随時更新しております。

各支援の詳細は広報うちなだや町ホームページでご確認をお願いいたします。

支援制度



R6.3.13 現在

	どんなとき	制度名称	概要	罹災証明書	問い合わせ先・受付時間
被害の届出	まずは申請をお願いします 地震保険等の請求や、各種支援制度を利用するために必要です	罹災(被災)証明書	申請に基づき、被災した家屋等の被害状況の調査を行い、確認できた被害について「被害の程度」等について証明します。	/	住民課(申請・発行) ☎(076)286-6701 税務課(調査) ☎(076)286-6706 8:30~17:15(土日祝除く)
		被災届出証明書	家屋以外の構築物・動産(車両や家財等)・土地について、被害の状況を町に届け出たという事実を証明します。		住民課 ☎(076)286-6701 8:30~17:15(土日祝除く)
生活・住まいに関する支援	緊急的に住宅を修理したい(ブルーシートを貼って雨風を防ぎたい)	住宅の緊急修理制度	住宅への雨水の浸入により被害が拡大することを防ぐため、ブルーシートの展張等の修理費用を町が修理業者に支払います。 ※準半壊程度の住宅が対象です。	不要 ※損傷の程度がわかる写真が必要	地域産業振興課 ☎(076)286-6708 8:30~17:15(土日祝除く)
	日常生活に必要な部分を修理したい(屋根、トイレ、台所など)	住宅の応急修理制度	日常生活に必要な不可欠な最小限度の応急修理費用の一部を町が修理業者に支払います。 ※準半壊程度の住宅が対象です。	必要	地域産業振興課 ☎(076)286-6708 8:30~17:15(土日祝除く)
	自宅での生活が難しく、一時的な住まいを確保したい	賃貸型応急住宅	住宅に大きな被害を受けた被災者に対し、民間賃貸住宅(アパート等)を応急住宅として供与します。 ※不動産会社による仲介物件となります。	原則必要	企画課 ☎(076)286-6727 8:30~17:15(土日祝除く)
		公営住宅・建設型応急住宅	住宅に大きな被害を受けた被災者に対し、公営住宅(町営・県営等)、プレハブ住宅等を供与します。	原則必要	都市建設課 ☎(076)286-6710 8:30~17:15(土日祝除く)
	応急住宅・公営住宅に入居する(している)	生活家電の購入に対する支援	町内の応急住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅に入居する方に対し、冷蔵庫、洗濯機またはテレビを購入した費用を支援します。(上限あり、超過分は自費)	不要	企画課(賃貸型) ☎(076)286-6727 8:30~17:15(土日祝除く)
					都市建設課(公営住宅・建設型) ☎(076)286-6710 8:30~17:15(土日祝除く)
	地震により発生したごみを処分したい	災害廃棄物仮置場	地震により町内で発生した使用できない家財等の災害ごみを蓮湖渚公園内調整池で受け入れています。(荒天時は中止の場合あり)	不要	住民課(環境管理室) ☎(076)286-6701 開設時間 9:00~15:00(土日祝含む)
被害を受けた家屋などを解体・撤去したい	公費による被災家屋の解体・撤去	「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の被災した家屋等について、町が所有者に代わって解体・撤去を行います。 ※被災家屋等の所有者の申請が必要です。 ※住宅の応急修理制度との併用はできません。	必要	住民課(環境管理室) ☎(076)286-6701 8:30~17:15(土日祝除く) 申請は予約制です。事前に電話での予約が必要です。	
寝具、衛生用品、台所用品などの生活用品を失った	生活必需品の給与	「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の住家被害を受け、生活に必要な用品を喪失した場合に、物品を支給します。	必要	総務課 ☎(076)286-6720 9:00~17:00(土日祝除く)	
お金・貸付	住宅被害により、建築・購入・補修・賃貸への引越などを行う	被災者生活再建支援金	生活基盤に被害を受けた世帯に対して支援金を支給し、生活の再建を支援します。	必要	総務課 ☎(076)286-6720 9:00~17:00(土日祝除く)
	地震により死亡・重度の障害を負った	災害弔慰金・災害障害見舞金	災害により亡くなられた方の遺族や、重度の障害を受けた方に対して見舞金を支給します。	不要	総務課 ☎(076)286-6720 9:00~17:00(土日祝除く)
	お金を借り入れしたい	災害援護資金の貸付	①世帯主が1か月以上の負傷した場合②住居や家財に被害を受けた場合、被害の種類や程度に応じて、貸付を受けることができます。	②の区分で申請の場合必要	総務課 ☎(076)286-6720 9:00~17:00(土日祝除く)
	当面の生活費を借り入れしたい	生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付	被災され、当面の生活費が必要となる場合に、貸付を受けることができます。	不要	内灘町社会福祉協議会 ☎(076)286-6953 9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝除く)

